

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年11月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300161 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2300001 号

第 1 結論

昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 47 年 2 月 13 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 47 年 2 月 13 日まで

支 給 済 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 41 年 1 月 31 日まで
② 昭和 41 年 2 月 2 日から同年 11 月 5 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 20 日から昭和 45 年 3 月 20 日まで
④ 昭和 45 年 3 月 12 日から同年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 5 月 26 日から昭和 46 年 4 月 27 日まで
⑥ 昭和 46 年 6 月 26 日から昭和 47 年 2 月 13 日まで

私は、年金受給の手続時に請求期間が脱退手当金を受給した記録になっていることを初めて知った。請求期間について、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えもないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決議書によると、同請求書は、昭和 47 年 2 月 18 日に A 社会保険事務所 (当時) において受け付けられ、同決議書には、同事務所が脱退手当金を支給するための小切手を交付したことを示すスタンプが押印されており、同請求書に記載されている町名 (B 町) は、請求者が実家の住所として挙げた町名と一致している。

また、請求者の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、請求者から聴取しても請求した覚えはなく、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300167 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300032 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から昭和 36 年まで

私は、高校卒業後に A 社 B 出張所に勤務し、そろばんで計算をしたり、近くにあった C 社の工事現場で働いていた人達の手帳に印紙を貼ったりする仕事をしていたが、この期間の厚生年金保険の記録がない。厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社 B 出張所における同僚であった者として複数の氏名を記憶しており、これらの者には、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、雇用形態及び勤務期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社 B 出張所は、請求期間より前の昭和 32 年 5 月 15 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A 社に係る閉鎖登記簿謄本等により確認できる同社の後継事業所である D 社は、A 社の記録や資料等は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、前述の A 社 B 出張所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の中には、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 32 年 5 月以降は、A 社 E 支店において厚生年金保険の被保険者となっている者も確認できることから、A 社 E 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間及びその前後に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

なお、請求者は、A 社 B 出張所を退職後、F 社に入社した際に被保険者証を 2 枚提出した記憶があり、当該 2 枚の被保険者証は厚生年金保険と失業保険のものであったと思うので、A 社 B 出張所においても厚生年金保険に加入していたはずである旨主張しているところ、請求者の F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険の記号番号は、オンライン記録により、請求者と同日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者と連番となっていることから、同社に入社した際に初めて請求者に払い出されたものとするのが自然であり、請求者の主張をもって、請求者が A 社 B 出張所において厚生年金保険の被保険者であったと判断することはできない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間

において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。